御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、 個人情報を削除したものを掲載しております。 また、一部要約等を行い掲載しております。

令和6年1月10日

御船町農業委員会

令和6年1月定例農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和6年1月10日(水) 13時28分~14時26分
- 2. 場 所 御船町役場 カルチャーセンター 2階 大会議室
- 3. 農業委員 (14名)

会長		1 番	富田 早	1 苗		
会長職務	代理者	2 番	荒木 弟	姜一		
番号	氏	名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	坂本 保	男	出	9 番	德永 廣敏	出
4 番	野田 孝	光	出	10 番	渡邉 義髙	出
5 番	藤岡 雅-	子	出	11 番	芥川 誠	出
6 番	大西 敬-		出	12 番	福島 則義	出
7 番	森田 優		欠	13 番	竹﨑 幸雄	出
8 番	池田 賢	冶	出	14 番	吉田 敏郎	出

農地利用最適化推進委員 9名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委	員の指名
4	議案第 1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
5	議案第 2 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
6	議案第 3 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第
		5条第1項に基づく意見の決定と法律第19条の2による
		農用地利用集積計画について

8	報告第 1号	耕作証明書について
9	報告第 2 号	農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約した旨の通
		知について
10	報告第 3 号	非農地判断について
11	報告第 4号	農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出書の受理に
		ついて
12	報告第 5 号	農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の要件審査
		について
13	報告第 6 号	農地法第3条許可書の返納について
14	報告第 7号	農地移動適正化あっせん基準の改正について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松﨑 邦寿 主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

	* ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *
事務局	皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、只今から始めさせて
	いただきます。審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日
	は、7番森田委員の欠席の報告をいただいております。欠席者1名
	ということで、御船町農業委員会規則第6条により、過半数以上の
	出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いた
	します。また、農地利用最適化推進委員につきましては全員の出席
	をいただいております。ありがとうございます。それではただいま
	より、1月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委
	員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいたします。
議長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
1	
議長	〈挨拶〉
議長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致し
議長	
議長	本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致し
議長事務局	本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致します。それでは、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお
	本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致します。それでは、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
	本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致します。それでは、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。 はい、ではすいません、1ページをお願いします。
事務局	本日の議事録署名委員は、 14 番吉田委員、 2 番荒木委員お願い致します。それでは、議案第 1 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。 はい、ではすいません、 1 ページをお願いします。 《議案第 1 号を説明》
事務局	本日の議事録署名委員は、 14 番吉田委員、 2 番荒木委員お願い致します。それでは、議案第 1 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。 はい、ではすいません、 1 ページをお願いします。 《議案第 1 号を説明》 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、担
事務局議長	本日の議事録署名委員は、 14 番吉田委員、 2 番荒木委員お願い致します。それでは、議案第 1 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。 はい、ではすいません、 1 ページをお願いします。 《議案第 1 号を説明》 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、担当の福島委員、説明をお願いいたします。
事務局議長	本日の議事録署名委員は、14番吉田委員、2番荒木委員お願い致します。それでは、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。 はい、ではすいません、1ページをお願いします。 《議案第1号を説明》 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①番から、担当の福島委員、説明をお願いいたします。 はい、資料の方をお願いします。はじめに12月21日に田中推進委

	T
	ンターのすぐ先に○○川の橋がありますけど、それを右の方に入っ
	たところです。現地は、水田栽培が行われています。地元の人、○
	○の人ですけども、本人から借りて、小作をして米を作ったという
	ところです。それが、今年からやめるということになりまして、所
	有者の方が、○○に住んでおられるということで、その方のおじさ
	ん、つまり、お父さんに相続時に渡していたやつをその相続人が持
	っとって、何も誰もするもんが居らんなら、「おじさんが作ってはい
	よ」という感じで所有権移転をしたいとのことで申請が出ておりま
	す。資料の2ページをご覧ください。耕作の調査表についてですが、
	第2項の第1号から第7号まで該当するところは、すべて満たして
	おり、何ら問題ないと思うので、許可相当と判断しますので、皆様
	のご審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。皆さん、ご質問ご意見ございませ
	んでしょうか。今までも作り寄ったんでしょう。
12 番	地元の人が、小作をしていたごたるですね。譲受人の弟さんに、ま
	ずは、分けてあったんです。それが、また元に戻るということなん
	です。
議長	あー、そうなんだ。ご質問ご意見無いようでしたら、許可相当と思
	われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。続
	きまして申請番号②番、担当の坂本委員、お願いします。
3 番	はい、説明資料の7ページ、8ページをお開きください。場所的に
	は、畜肉製造工場と大規模飲料工場が、北と南にありますけれども、
	間を○○川が通っていて、その真ん中に水田がある、今回の場所は、
	畜肉製造工場を下っていますけども、現在は、栗の木なり柿の木な
	りが、1,2本生えているという状況です。今回の申請の譲受人、譲
	渡人の人は、地元の方で両者とも同級生です。農政の助成金事業で、
	事務を一緒にしている方で、承知していますけども、現所有者の方
	も、息子さんとかも農地とかそういうのは、もう要らないと言うも
	んで、譲受人に購入してくれないかと話をしたところ、今回の売買
	が成り立ったとのことです。購入する譲受人は、この近辺ですね、
	この写真の奥から、先の方まで、段々とず一っと下がっていって、
	川の先があるんですけども、そこらへんも目的は、なかったですけ
	ども、狭い所をずーっと買われて、管理されて、景観をちゃんとし
	マナト・マハス 早知的には 十戸な坊さられて なていけ 〇〇
	てもらっている、景観的には、大豆を植えられる、あるいは、○○

	ている以上は、また農地に戻せと言っても、戻したところで、耕作
	するもんがおらんという現状ですので、仕方がないなあというとこ
	ろです。以上で、ご審議をよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。違反転用ということで、始末書が
	ついているとのことで、ボーリングは、自分でしよっとですか。
3 番	はい、自分の会社ですね。
8 番	これ、この前の見に行ったあそこだろ。
3 番	この前、農地パトロールをしたところの手前ですね。
議長	ここらへんでボーリング屋って、木倉や高木やったかな。
3 番	高木にはないですよ。これは、木倉の方が、しよっとですよ。
12 番	木倉には、そういうのは無いから。
議長	質問・ご意見等ございませんか。正月から始末書か。盛り上がらな
	いね。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員举手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続き
	まして、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いいた
	します。
事務局	議案書の5ページをお願いします。
	≪議案第3号を説明≫
議長	はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番、これは私
	が担当ですので、説明をいたします。
1 番	場所は21ページ、ここに、コンビニエンスストアが出てくるんです
	けども、この前は、この店舗とガソリンスタンドの間に○○工場、
	皆さんと一緒に現地確認に行きましたが、その町道を挟んだ反対側、
	自動車整備工場が、ちょっと挟んだところにあるんですけど、ちょ
	っと覚えてらっしゃらないかも知れませんが、今回は、その周りに
	なります。この下というか、甲佐寄りの方は、一足先に、○○工場
	が、申請が終わって建物が建っている状態です。面積としましては、
	13 筆の、 \bigcirc , \bigcirc
	所じゃなくて車輛センターではなく、サービスセンターが来る予定
	になっているそうです。県北といっても、○○。県南といっても、
	2箇所しかないので、今回は、県央が欲しいということで、今回の
	申請になっております。先ほど、事務局からありましたように、こ
	れに関して、雇用協定書が出て、3割雇用ということで、申請があが
	っているようです。3 割雇用って言うたって、機械のメンテを仕切
	る人じゃないと、雇わっさんと。おそらく。機械を渡したって構わ

	んけど、俺たちがしたところで、俺たちも安心できんもん。審査表
	の 1 項から 10 項までは、何ら問題ないと思いますけども、皆さん のご審議をお願いします。
議 長	ご質問ご意見は、ございませんか。
8 番	農業従事者等の雇用って、年齢制限は何歳ぐらい。
議長	それは、面接を受けてみないと分からない。それは、はねられるか
142	もしれん。
一部委員	(笑い)
議長	農業関係の従事者って言うたって、機械のメンテを仕切らんけんね。
	他に、ご質問ご意見ございませんか。
8 番	ありません。
議長	ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続き
	まして、申請番号②番、坂本委員よろしくお願いします。
3 番	はい、今回は、あの高木地区では、結構多くて、ですね、今回の説
	明をします。30ページから33ページまでが、位置図と現地写真に
	なりますが、コンビニエンスストアから九州自動車道の側道に向け
	て道路がありますけれども、ちょうど側道に向けて下る坂道の途中
	になります。毎回このあたりは、農業委員会の総会に出ていますけ
	れど。まあ、左側は、33ページの写真のように、住宅とか、ユニッ
	トの会社とか、土木屋さんの建物とかで、建物が建って、すでに埋
	まっています。道路から右側に1軒家があるんですけども、その横
	というか、隣端になります。あの、ここら辺は、後継者がいらっし
	やらないということで、地権者の方は、買い手の希望があるもので
	すから、今回も、学校の先生をされていると、今は、○○市に居る
	んですけども、来年度には、こちらの方に転勤というか、通勤のエ
	リアで、仕事をされるということで、奥さんの実家なら、この地区
	だったもんで、土地を探されて、土地を買って家を建てるという。
	なんか、審査表の 1 番から 10 番までの該当するところは、何ら問
	題ないなと思いますし、第 2 種農地ですので、皆様のご審議をよろ
送 E	しくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。それでは、ご質問ご意見ございました。
9 *	せんか。あの辺も、大分、埋まってしまったでしょう。
3 番	左側は、もうすでに埋まって、その先に家が建つと、もう先が見え
	なくなってしまった。また、たまたま、私の友達で、熊本の稲荷さ

	んの方で、畑で、ねぎを植えているから、それが、見える位で。
議長	○○から畑をしに来ているんですか。
3 番	はい、そうです。わざわざ野菜を作りに来ているんです。
議長	それでは、ご質問ご意見ないようでしたら、許可相当と思われる方
	の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続き
	まして申請番号④番、これは事務局からでいいかな、説明をお願い
	します。
事務局	はい、それでは、申請番号④番に入ります。まず始めに場所の説明
	をしたいと思います。45ページをお開きください。御船町の滝川と
	甲佐町の境界辺りになるんですが、近くに○○○□工場がありまし
	て、本当に、町の境界のところになります。そして、赤いマークの
	ついたところが今回の申請地になります。現地の写真については、
	48ページをお願いします。現地は、滝川字○○ △△番の一部にな
	るんですけども、こちらの写真に書いてありますように、軽トラー
	台と整地している場所に、家を建てられる計画で上がっております。
	続きましては、事業計画書になるんですが、こちらになりますが、
	親の土地に、息子が帰って家を建てるという1棟の計画になってお
	ります。ここ周辺は、水道とかの管が通っておらず、給水計画につ
	いては、井戸工事により給水予定であると、なっています。雨水・
	汚水については、こちらに書いておりますように、地下浸透と、浄
	化槽で処理後、県道に接続放流するということで計画をあげておら
	れます。続きまして 43 ページになるんですけど、農地区分は、第2
	種農地、一般基準の 1 から 10 については、何ら問題ないかと思わ
	れます。皆さんのご審議の程よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。これは、町境だけん、上水道は要れ
	てないの。
事務局	そうですね。
議長	この上の曲がり角の所は、水道は入っているの。
5 番	○○○□工場までって。
議長	この上の曲がり角の所までは、入っているの。この前の細い道路の
	ある所は、はいっているの。○○○□工場までは水道は来ていると。
事務局	旧道には、来ています。
8 番	ここは、道路の付替えで、最近、出来た道路で。
議長	付替時に、道路に入れておくとよかったのに。それでは、ご質問・

	ご意見ありませんでしょうか。
3 番	直接、この案件とは、関係ないんですけども、農業委員さんが欠席
	の場合は、事務局の方が説明をしているとばってん、推進委員さん
	の方で、説明というのは、許されないんですか。
議長	これについては、事務局から答えをお願いします。
事務局	これは、基本的に、今は町の方の農業委員会としては、推進委員の
	方は、オブザーバーとして参加をされています。なので、審議する
	にあたっては、一応農業委員さん、農業委員が欠席の場合は、町の
	事務局が説明する形をとっています。以上です。
8 番	今回、たまたま7番が、この件に関しては、サインして発表される
	ということで、予定していたのですが、私たちが発表しても良かっ
	たんです。7番担当の案件ということで。
事務局	今回、7番については、風邪ということで報告を受けています。
8 番	今回は、もしもの場合と思い、控えとりました。
議長	自分たちも立会には、行ったんでしょう。いいですか、3番。
3 番	はい。
議長	納得していないような感じで。
一部委員	(笑い)
議長	いいですか、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いしま
	す。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。そ
	れでは、続きまして、議案第4号を提案いたします。事務局の説明
	をお願いします。
事務局	すいません、議案書の8ページをお願いします。
	≪議案第4号を説明≫
議長	はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に
	対して、ご質問ご意見はございませんでしょうか。了解していただ
	ける方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成で同意といたします。続きまして報告ですけども、
	第1号から通して事務局の説明をお願いします。
事務局	すいません、議案書の 14 ページをお願いします。
	≪報告第1号を説明≫
	≪報告第2号を説明≫
	≪報告第3号を説明≫

	≪報告第4号を説明≫
	≪報告第5号を説明≫
	≪報告第6号を説明≫
	≪報告第7号を説明≫
議長	はい、ありがとうございました。只今の説明に対して、報告事項、
	事務局の説明に対して、ご意見ご質問等はありませんでしょうか。
5 番	はい、議長よろしいですか。22ページの非農地の判断ですけど、非
	農地にこだわった、あの時の現地確認の時に、大きな土地だったの
	で、非農地になるかならないかという判断の中で、大分悩んだんで、
	そういう報告が出たら、農業委員、推進委員の方に報告を頂きたい
	なと思います。一部転用で、先程あったんですけども、残りの所を
	非農地に出来るか、出来ないかという話があったんですね、現地確
	認の時に。
議長	でも、これって、全部でしょう。○○畝って。
8 番	非農地は、転用の場所から奥の方の土手下まで。
議長	全部で、○○畝ってあるから。○○○㎡と。
事務局	こちらにあります議案第3号の滝川の○○○については、1筆全部
	を非農地として、町の方では、現在許可をしています。今の状況を
	申請人に聞きましたところ、昨日付で法務局の方に地目変更登記で
	すかね、申請をしている段階です。一応、法務局のホームページと
	かを見る限りでは、1 週間程度、地目変更登記にかかると聞いてお
	ります。もし、地目変更登記が法務局の方で、認められたならば、
	今回、議案第3号で上げていました個人住宅の転用については、取
	り下げる予定にしております。それは、申請人からも了解を得て、
	今回、議案と報告の両方で出しております。
議長	これ、家を建てるから非農地の申請じゃなかったの。
事務局	最初、家を建てることを先行して、相談はあっていたんですが、転
	用の写真を見てもらうと分かるように、周囲が竹やぶにやっていた
	りして、なかなか実際、家を建てる敷地というのを、分筆をしよう
	とすると、一応、一回地籍調査が入っているのですが、全部外の 1
	筆の点を取らないと、分筆登記をさせないという話になっていたん
	で、事務局にも相談があって、転用と非農地を両方出して、非農地
	が通らなければ、転用の許可を、県からもらって申請人の方は、事
	業を進めていこうということで、内容としては、聞いております。
	以上です。
5 番	説明資料の 48 ページを開けていただくと、分かるかなと思うんで

	ナジーナ人の味に、工芸の土はまたいになっていて、歯の土に、佐
	すが、立会の時に、手前の方はきれいになっている、奥の方は、竹
-3.t. I-	やぶになっている。
議長	奥まであるわけね、〇〇畝って。
8 番	手前の方は、自分で開いていた、伐根して整地して、柵にしてあっ
	たんで、なんか変な風に。非農地で出すんであれば、手前も竹のま
	まで申請してもらえばよかったのに、ご覧のとおり、手前だけは、
	整地しているから、きれいになっとったもんで。
5 番	確かに、手前に家が建てば、奥の方は入らないし、それならすぐに
	非農地として認められるんですが、何か私たちも、とても悩みまし
	た。今の事務局の説明みたいに、両方の申請を出されるということ
	で、非農地になったら、私たちも色々と考えたので、報告を頂きた
	かったかなと。非農地になりましたと報告が、どうかなと心配して
	いましたから、すいません、お時間を取らせました。
議長	報告 4 号をもう一回説明して。
事務局	≪報告第4号を説明≫
	こちらは、お亡くなりになられたことによる3条の3第1項による
	届出でした。届出人は、記載のとおり。農地は、記載のとおり。地
	目については、記載のとおり。面積は、記載のとおり。相続者が記
	載のとおり。届出日、権利発生日が記載のとおり。斡旋の希望は、
	記載のとおりです。以上です。
議長	これは、所有者が亡くなったから提出してあるの。
事務局	これは、土地の所有者が亡くなったから、その権利者である相続人
	が、土地の権利を取得するということになります。すいません、今、
	私が言っていた氏名は、逆でした。すいません。
事務局②	相続人と被相続人が、逆でした。
議長	今まで、こういうのはあがってきよったかね。
事務局	先月も、総会には提出しております。はい。
議長	えー、そうね。
事務局	先月、先々月と、1件だったり、2件だったり。
議長	そうだったかな。
事務局	以前は、この報告等については、3条の3第1項、遺産相続等につ
	いては、今までは、計上は無かったと。ここ最近は、事務局の方に、
	あがってくる分については、全て届出に関しては、あげているとこ
	ろです。なので、今言われた通り、ここ最近、目立ってきているの
	は、そのせいです。
議長	前は、こんなにはなかったかなと。返納書というのは。これも3条

	関係。		
事務局	はい、それは、違います。これは、もともと以前に3条許可が出て		
	いるものを、その後、相手の方が亡くなったので、3条手続は行なわ		
	ないということです。		
議長	それでは、ほかにご質問ご意見は、ありませんかね。本日の議事は		
	以上ですが、事務局からその他で。		
事務局	その他報告について		
	・以前の総会時の質問の回答について		
	・農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について(広報)		
議長	本日の議事は、これで終了いたします。お疲れ様でした。		
	上記の顛末を記載し相違なきことを証明するたる。	めにここに署名す	
	14番		
	2番 即		